

小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、ふるさと納税の推進のため、特産品の開発および改良に取り組む小浜市ふるさと納税の返礼品の提供事業者に対し、補助金を交付するものとし、その交付については小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「特産品」とは、市内において生産された製品をいう。
- (2) 「小浜市ふるさと納税の返礼品の提供事業者」とは、小浜市のふるさと納税の返礼品として、自ら生産した製品を登録し、継続して小浜市に提供している者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、次に掲げる事業とする。なお、補助金を受けようとする事業において、国、県、市等の助成金および補助金の交付を受けていないこととする。

- (1) 特産品を新たに開発する事業
- (2) 既存の製品を改良し、特産品とする事業

(補助対象者)

第4条 この要綱における補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 小浜市ふるさと納税の返礼品の提供事業者であること。
- (2) 本事業を活用して生産される製品を小浜市ふるさと納税の返礼品として登録すること。
- (3) 納期の到来している市税その他の市の収入金に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有し、もしくは社会的に非難される関係を有する者に該当するときは、この要綱による補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 この要綱における補助対象経費は次の表のとおりとする。

経費項目	内 容
購入費、賃借料	特産品の開発または改良に必要な機械器具等の購入又はリース・レンタルに要する経費（ただし、購入の場合は1年以上継続して使用できるものとする）

委託費	特産品の分析（栄養成分分析、消費期限分析等）、登録（商標、意匠等）に関する経費
	特産品のパッケージデザイン等を外注する場合に要する経費

（補助金額）

第6条 この要綱に定める補助金の交付金額は、予算の範囲内とする。

（補助率および補助限度）

第7条 補助率は補助対象経費の3分の1以内とし、補助限度額は1件あたり50万円とする。また、1事業者につき年間1件を上限とする。

2 補助金額の算出にあたり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（交付申請）

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条で定めるものの他、次に掲げる書類を添付し、申請するものとする。

(1) 事業実施計画書（様式第1号の2）

(2) 個人情報の取り扱いに関する同意書（様式第1号の3）

(3) 小浜市ふるさと納税の返礼品として登録することに関する誓約書（様式第1号の4）

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを別に定める審査委員会の審査のうえ交付決定を行うものとする。

（交付決定前の事業実施）

第10条 補助金交付決定前の事業実施は、原則として認めない。

（補助事業の変更、中止もしくは廃止の承認）

第11条 補助対象者は、補助事業の内容もしくは経費配分の変更をしようとするときまたは補助事業を中止もしくは廃止しようとするときは、小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金計画変更申請書（様式第7号）を市長に提出して承認を受けなければならない。ただし、事業内科目相互間の経費配分の変更のうち、いずれか低い科目の額の20パーセント以内の変更の場合または効用を減じない軽微な変更の場合は、この限りではない。

（補助金額の確定通知）

第12条 規則第12条の規定による補助金額確定の通知は、小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 補助対象者は、補助金等の交付を受けようとするときは、小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助金の交付決定後において、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の事実があったとき。
- (2) 補助金交付決定の内容およびこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他この要綱の規定に反したとき。

2 前項の規定により取消しまたは変更する場合は、小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により取消し等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金返還命令通知書（様式第11号）により、補助対象者に通知するものとする。

（財産処分制限）

第16条 補助対象者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（当該取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数または5年のうちどちらか長いほうの期間を経過している場合を除く。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

（グリーン購入）

第17条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合、小浜市グリーン購入推進方針（平成17年4月1日施行）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する